

アヘン戦争後、どうして清は、戦っていないアメリカやフランスと条約を結んだのですか？

条約は、戦争をしていた国のあいだでだけ結ぶものではありません。南京条約はイギリスと清朝のあいだのアヘン戦争の講和条約です。しかし、アヘン戦争前に中国と貿易をおこなっていたのはイギリスだけではありません。アメリカやフランスなどの多くの欧米諸国の商人が広州にきて、貿易をおこなっていました、そして南京条約とその後の清朝とイギリスのあいだの諸条約などで、イギリスは領事裁判権や協定関税制度、片務的最恵国待遇など、様々な特権を獲得しました。清朝は最恵国待遇を他国にも恩恵として付与するとしましたが、アメリカとフランスは条約を結ぶことで、正式な条約関係を構築し、特権を確実に得ることを考えました。そこで1844年10月に、アメリカが望廈条約、フランスが黄埔条約を結んだのです。このほかにも清朝は、45年7月にはベルギーとの協定、47年3月には北欧のスウェーデン・ノルウェーとのあいだに通商条約を結びました。

欧米諸国と広州貿易

1644年に清朝は中国本土支配を開始しますが、東南沿海では海上貿易を基盤とする鄭氏が抵抗したため、清朝は民間の海上貿易を禁止し、中国の対外貿易は停滞しました。83年に鄭氏が降伏すると、清朝は民間の対外貿易を認め、欧米船の中国への来航も再び増加し始めましたが、それはしだいに広州に集中していきました。そこで清朝は1757年に欧米船の来航を広州一港に制限しました。もっとも、清朝は陸路で貿易するロシア以外の国々の広州来航を認め、貿易量も貿易額も制限せず、広州一港化のの

ちにむしろ欧米船の来航は増大しました。

広州への欧米船来航が増大したのは、イギリスをはじめとする欧米諸国において紅茶を飲む習慣が広まり、中国からの紅茶の輸入が増大したからです。この広州から欧米に茶を輸出する貿易の中心となったのがイギリス東インド会社でした。

1783年にアメリカが独立すると、アメリカ商人はその翌年には広州に来航しました。アメリカ商人はボストンなどのアメリカ東海岸の貿易港を拠点とし、茶貿易で活躍し、中国には毛皮やアヘン・銀を輸出するようになり、イギリス商人の強力なライバルとなります。

フランスは1604年に東インド会社を設立して1728年には広州にも進出しましたが、インドにおいてイギリスに敗れ、69年に東インド会社も解散、広州貿易はイギリスには及びませんでした。このほか、北欧諸国が広州の貿易で重要でした。

紅茶貿易が拡大してイギリス側から中国への銀流出が増えると、イギリスでは東インド会社への批判が増えました。そこで東インド会社は支配下にあるインドのベンガルでアヘンを生産し、カルカッタからこのベンガル・アヘンを中国に輸出しはじめました。アヘン貿易にはアメリカ商人も積極的に参与し、トルコ産のアヘンやイギリス東インド会社の支配下でない地域で生産され、ボンベイから輸出されるマルワ・アヘンを中国に持ち込みます。こうしたアヘン貿易に対する清朝による取り締まりを契機に1840年6月、アヘン戦争が勃発します。

南京条約と最恵国待遇

アヘン戦争はイギリスの一方的な勝利に終わり、1842年7月、南京条約が結ばれました。この条約は5港の開港を決めていましたが、貿易に関しての具体的な取り決めはほとんどない簡単なものでした。そのため、新たな開港場で貿易を実際におこなうためには、追加条約が必要でした。

その後、広州付近において清朝側とイギリスのあいだで交渉がおこなわれ、それは「通過税に関する宣言」「五港通商章程」「税率表」「虎門寨追加条約」によって具体化されました。そこで清朝は、協定による関税率(関税自主権の喪失)、領事裁判権、片務的な最恵国待遇を認めることになります。これらは当時は不平等条約とは認識されていませんでしたが、のちに不平等条約として中国が克服をめざす対象になります。

1843年に清朝はアメリカの要求にもとづいて、最恵国待遇をイギリス以外の国々にも恩恵的に付与するという措置をとりました。清朝側は、これは恩恵的に与えたものだとして解釈し、それ以上の条約を結んで束縛されることを嫌いました。しかし、アメリカとフランスはこうした最恵国待遇などの特権を含んだ条約を結ぶことで、条約にもとづく関係を確実にしたいと考えました。また領事裁判権などは条約を結んで中国に領事を派遣しない限り、実際には行使できないものでした。そこでアメリカ・フランスは清英間の諸条約をまとめたかたちの望廈・黄埔条約を清朝と結びました。のちにスウェーデン・ノルウェーとのあいだで望廈条約とまったく同文の条約が結ばれ、清朝とベルギーの協定では最恵国待遇を明記しました。

一方、中国との貿易を陸路のみに制限されてきたロシアは開港場での貿易を望みましたが清朝側は条約を結ぶことを拒絶しました。このほかの欧米諸国が清朝と条約を結ばなかったのは、清朝側が条約締結を好まず、無条約国に対しても先述のように最恵国待遇を認めていたからです。また、無条約国の人々は法的には清朝の法に服すべきでしたが、実際には清朝の法は無視され、イギリス商人が無条約国の代理領事をつとめることはありましたが、正式の自国領事はいませんでしたから、領事裁判権の管轄外になりました。結果としてこうした無条約国人はだれ

にも統制を受けない状況になっていました。

第2次アヘン戦争と条約体制

南京条約以降もイギリスの対中国貿易は拡大せず、清英間の外交交渉も停滞しがちでした。そこでイギリスはフランスとともに再度清朝に戦争をしかけ、1856年に第2次アヘン戦争(アロー戦争)が勃発します。この戦争において英仏が清朝に勝利したことにより、58年の天津条約では清朝は華北・東北と長江沿いを開港するとともに、外交使節の北京常駐やキリスト教の布教を認め、これは60年の北京条約でも確認されます。

アメリカとロシアはイギリスに呼びかけられたものの、第2次アヘン戦争に参加しませんでした。しかし、両国は条約改正交渉には参加するという立場をとっており、天津条約の交渉ではイギリス・フランスとともに参加して条約を結び、1860年にはロシアも北京条約を結びます。1860年代にはさらに、これまで条約を結んでいなかったオランダやドイツ諸邦なども清朝と新たな条約を締結し、欧米諸国と清朝のあいだの条約体制ができあがっていきました。新たに条約を結んだ諸国は、公使や領事を正式に中国に派遣し、無条約国の人々の管轄問題も、欧米諸国に限ればしだいに解消していきます。もっとも、中国をめぐる条約体制には日本や朝鮮などのアジア諸国や南米諸国は含まれず、これはその後の課題となっていきます。

(むらかみ・えい／京都大学人文科学研究所准教授)